

# 部会規程

## (目的)

第1条 日本交通心理学会（以下、本学会という）に、本学会の研究活動を推進するために、若干数の部会を置く。

## (組織)

第2条 部会の設置と改廃は、常任運営委員会および運営委員会の承認を得なければならない。

2 部会員は、本学会の会員とする。

3 部会には、役職者として、部会長及び副部会長、部会委員をおく。

4 部会員は、他の部会の部会員を兼ねることができる。ただし部会の部会長及び副部会長は、他の部会の役職を兼ねることができない。

5 部会長は、常任運営委員会の議を経て、学会長が任命する。 6 部会長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないが通算 2 期までとする。

7 部会長および副部会長が事故等で職務が遂行できなくなった場合、部会は学会長に報告し、会長はすみやかに後任候補者を任命する。後任者の任期は前任者の残任期間とするが、この期間は1期とは数えない。

## (活動)

第3条 部会は関連分野について下記のことを行う。

- ① 情報の収集
- ② 調査・研究
- ③ 本学会員や社会への情報発信
- ④ その他、部会が必要と認めた事業

## (予算)

第4条 本学会は、部会にあらかじめ定めた予算を配分する。

2 部会長は、年間の活動報告と決算を、常任運営委員会へ年度末に提出する。

## (規程の変更)

第5条 本規程の改廃は運営委員会の議決を経るものとする。

附則 2014年6月7日制定

(施行期日) この規程は、2014年6月7日から適用する。

附則 2017年6月3日改正

(施行期日) この規程は、2017年6月4日から適用する。

附則 2024年3月23日改正

(施行期日) この規程は、2024年3月24日から適用する。